

# 福岡県公報

令和三年八月二十日  
第二百二十六号  
増刊  
①

## 目次

告 示 (第七百五十三号)

○県が管理する港湾施設の概要の一部改正

(港湾課) …………… 一

## 告 示

福岡県告示第七百五十三号

県が管理する港湾施設の概要(昭和五十一年九月福岡県告示第千三百四十七号)の一部を次のように改正する。

令和三年八月二十日

福岡県知事 服部 誠太郎

荇田港(1)水域施設の表泊地の部新松山13号泊地の項を次のように改める。

新松山13号泊地	新松山13号岸壁前面	- 130	260
		(暫定-100)	